

## 平成30年度 第1回 学長選考会議（書面会議）議事要旨

日時 平成30年9月10日（月）～平成30年9月26日（水）

回答者 （学外）中尾委員、井田委員、大平委員、潮谷委員、陣内委員、  
戸上委員、山口委員  
（学内）板橋委員、小坂委員、中村委員、原委員、渡委員、  
有馬委員、山下委員

2019年（平成31年）の学長選考にあたって、次回10月以降に実質的に審議を進めていくことになるが、従前より課題となっている事案について、事前に対応の方向性を確認するため、書面会議により意見を問うこととした。

### 【審議事項】

#### 1 佐賀大学の学長選考における課題について

##### ① 学長の任期について

現在、任期は4年とし、再任は妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできないと規定しているが、学長の任期および再任のルールについて改めて確認し、現行規定のままでもよいか、改正する必要があるかについて問うもの。

委員の多くは、このままでよいとの意見であった。

##### ② 学長選考会議の委員が学長候補者推薦者になることについて

文科省通知により学長選考会議は候補者への推薦の関与等、主体的な選考を行うことが求められている。委員が推薦すること自体認められていることを踏まえれば、学長選考会議の委員が学長候補者推薦者になった場合は、選考の採決から降り、投票権がないことを申し合わせていることについて再考の余地があり、改めて「推薦者になっても投票権はある」ことを確認するもの。

委員の多くは、確認どおりと考えるものであった。

##### ③ 学長選考会議の委員が学長候補者に推薦された場合について

学長選考会議の委員が学長候補者に推薦された場合は、推薦を受けた時点、学長候補者となる意思を有した時点で、委員を辞任することについては、本人の判断に委ねており、以後の会議の出席は自粛するとしているが、このまま申し合わせとして残すレベルでよいか、新たに規定とするか問うもの。

委員の多くは、このままでよいとの意見であった。

#### 2 意向調査の実施の有無について

学長選考会議が主体的な選考を行うにあたり、資格審査、所信表明及び、意向調査並びに面接により先行を行うと規定しているが、意向調査実施の有無について意見を問うもの。

委員の多くは、実施するとの意見であった。

なお、意向調査を行う場合は、業務の合理化を図り、簡素化する方向で見直すとの提案に対し、特に反対意見はなかった。

3 国立大学法人佐賀大学学長選考会議規則の改正について

現在、学長選考会議委員は、学長・理事を除く規定としているが国立大学法人法では認められている。現行規定のようにあえて除く必要があるか、また、学長の命を受けた公務をつかさどる副学長を置く場合、学長選考会議委員の選出について、規則の改正の必要性について意見を問うもの。

委員の多くは、このままでよいとの意見であった。

4 国立大学法人佐賀大学長に求める資質・能力、重点的取組について

現在の「求められる資質・能力」「重点的取組」平成27年3月9日学長選考会議決定をベースに素案として検討することについて意見を問うもの。

委員全員、素案を検討することで一致した。